



宮 崎 県 公 報

平成28年10月27日（木曜日） 第 2841 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課）	1
○有害興行の指定……………（こども家庭課）	1
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について……………（自然環境課）	1
○保安林の指定予定の通知の宛先人不明について（ “ ” ）	2
○道路の供用の開始（2件）……………（道路保全課）	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）……………（砂防課）	2

頁

○屋外広告物講習会の運営に関する事務の委託……………（都市計画課）	3
公 告	
○県民栄誉特別賞及び県民栄誉賞の受賞者の氏名 及びその事績……………（秘書広報課）	3
○宮崎県職業能力開発計画の公表……………（雇用労働政策課）	3
○地図及び簿冊の認証（2件）……………（農村計画課）	3
○屋外広告物講習会の開催……………（都市計画課）	3
公安委員会公告	
○機械警備業務管理者講習の実施について……………	4
選挙管理委員会告示	
○不在者投票のできる施設の指定……………	4

告 示

宮崎県告示第 692号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高崎 泰伸 （フレアス在宅マ ッサージ都城拠点 ）	都城市下川東 2 丁目33 40 ガーデンSK 101 号	平成28年10月11日

宮崎県告示第 693号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
28年-31	映画	昇天の代償 あなたのいない夜	小川組 <オービー映画>	平成28年10 月18日
28年-32	映画	劇場版「牝猫たち」	ジャンゴフィルム <日活>	
28年-33	映画	人妻漂流 静寂のあえぎ	山内組 <オービー映画>	
28年-34	映画	野獣の性欲 姉妹絶頂	廣田組 <新東宝映画>	
28年-35	映画	性鬼人間第一号 発情回路	国沢組 <オービー映画>	
28年-36	映画	31 (原題) 31	パルコ (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 694号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成28年農林水産省告示第

1654号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の

属する西米良村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

西米良村役場

黒木幸福、黒木政利、黒木暁幸、松本太、上米良初次、上米良正、赤木フジノ、赤木義正、赤木重信、赤木茂己、川上典子、中武幸一郎、中武誠一郎、渡邊友一、土持松雄、那須兼広、那須潤、浜砂ハツエ、浜砂袈裟英、浜砂信明、浜砂定廣、浜砂名言、濱砂燦

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成28年農林水産省告示第1654号によること。

宮崎県告示第 695号

保安林の指定予定の通知（平成28年宮崎県告示第 600号）に係る保安林予定森林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定予定の通知の内容を、当該森林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

日之影町役場

本田初治

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定をする予定である旨の通知があったこと。
- (2) 指定に係る保安林指定予定森林の所在場所については平成28年宮崎県告示第 600号によること。

宮崎県告示第 696号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年10月27日から平成28年11月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字岩知野字六江850番3地先から同郡同町同大字同字 878番9地先まで	平成28年10月27日

宮崎県告示第 697号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年10月27日から平成28年11月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字岩知野字六江887番4地先から同郡同町大字木脇字牟田5185番2地先まで	平成28年10月27日

宮崎県告示第 698号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 高城地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 4 号を結んだ線により囲まれた土地の区域（ただし、昭和45年宮崎県告示第 249号の18で指定した同号高城区域に掲げる土地の区域を除く。）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	児湯郡木城町大字高城字高城3795
2	” ” ” ” 3796 - 1
3	” ” ” ” 3784 - 1
4	” ” ” ” 3785 - 1

宮崎県告示第 699号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 片平地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線により囲まれた土地の区域（ただし、昭和53年宮崎県告示第 633号で指定した同号片平地区に掲げる土地の区域を除く。）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	日南市大字益安字片平2736
2	” ” ” 2728
3	” ” ” 2716
4	” ” ” 2706 - 1
5	” ” ” 2718
6	” ” ” 2721
7	” ” ” 2723 - 1

宮崎県告示第 700号

宮崎県屋外広告物条例（平成 5 年宮崎県条例第13号）第34条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する講習会の運営に関する事務を次のとおり委託する。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託の相手方

宮崎市阿波岐原町前浜4276番地75
宮崎県広告美術協同組合

2 委託期間

平成28年 9 月28日から平成28年11月25日まで

公 告

宮崎県県民栄誉表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第 2 条の規定により、平成28年10月13日付けで県民栄誉特別賞及び県民栄誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 県民栄誉特別賞

(1) 氏名

井上 康生

(2) 事績

リオデジャネイロオリンピック柔道男子監督として、7階級全てにおいてメダルを獲得し、広く県民に大きな感動と活力を与え、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した。

2 県民栄誉特別賞

(1) 氏名

松田 丈志

(2) 事績

リオデジャネイロオリンピック競泳男子 800mリレーにおいて銅メダルを獲得するとともに、個人としては3大会連続となるメダルを獲得し、広く県民に大きな感動と活力を与え、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した。

3 県民栄誉賞

(1) 氏名

羽賀 龍之介

(2) 事績

リオデジャネイロオリンピック柔道男子 100キロ級において銅メダルを獲得し、広く県民に大きな感動と活力を与え、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第 7 条第 1 項の規定

により宮崎県職業能力開発計画を定めたので、別冊のとおり公表する。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

西臼杵郡高千穂町

2 地籍調査を行った期間

平成25年 1 月 1 日から平成28年 2 月29日

3 地籍調査を行った地域

高千穂町（大字向山の一部）

4 認証年月日

平成28年10月17日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

西臼杵郡五ヶ瀬町

2 地籍調査を行った期間

平成25年 6 月 1 日から平成27年 3 月18日

3 地籍調査を行った地域

五ヶ瀬町（大字鞍岡の一部）

4 認証年月日

平成28年10月17日

宮崎県屋外広告物条例（平成 5 年宮崎県条例第13号）第34条第 1 項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成28年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時

平成28年11月11日（金曜日）午前10時から午後 5 時まで

2 開催の場所

宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号
宮崎県企業局 県電ホール

3 講習科目

(1) 広告物等に関する法令

(2) 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の方法に関する事項

(3) 広告物等の施工に関する事項

4 受講の手続

講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に額面金額 2,200円の宮崎県収入証紙（消印しないもの）と写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）を貼り、宮崎県広告美術協同組合（郵便番号 880-0835 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地75）に提出すること。

5 申込期限

平成28年11月 7 日（月曜日）

6 その他

詳細については、宮崎県県土整備部都市計画課（電話0985（26）7191）又は宮崎県広告美術協同組合（電話0985（35）3450）に問い合わせること。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第27号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第 2 項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年10月27日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	平成29年1月16日（月）から 1月19日（木）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5 枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。
修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 提出期間及び時間

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	平成28年12月5日（月）から12月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。
郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1 通

5 手数料

4 の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警

備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

平成28年10月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社ハラケアシ ステム住宅型有料老 人ホームたでいけ至 福の園	北諸県郡三股町大字 蓼池3637番地 1	平成28年10月18日